

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する 法律の施行に係る大分県事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下「法」という。)に基づき、大分県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定(体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市(大分市)に所在する場合及び他県にわたって所在する場合を除く。)及び法第21条の5第1項に規定する協定の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 知事は、当該体験の機会の場で行われる事業の内容等が別表1に掲げる要件のいずれにも適合している場合においてこれを認定する。

2 前項に規定する認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「主務省令」という。)様式第7による申請書を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

4 知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を別記様式第11号により申請者に通知するものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(2) 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうち前号に該当する者があるもの

6 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ大分県教育委員会と協議するものとする。

7 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第1項の要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に別記様式第12号により通知しなければならない。

8 知事は、体験の機会の場を認定したときは、法第20条の3に従い周知等を行うものとする。

9 認定体験の機会の場を提供する県民、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは主務省令様式第8、その提供を行わなくなったときは主務省令様式第9により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(認定の有効期間)

第3条 知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令様式第10による申請書を有効期間が満了する日の30日前までに知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

(報告、助言等)

第4条 認定民間団体等は、毎年6月末までに別記様式第10号により前年度の事業の運営状況等を知事に報告するものとする。

2 前項の報告には、別表第3に掲げる書類を添付するものとする。

3 第1項の報告については、前年度における認定体験の機会の場合で行う事業が年度を超えて行われる場合等、年度ごとの実施状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該認定体験の機会の場合について知事が定める期間における事業の実施状況等とする。

4 前項の場合、知事は第1項に定める報告期限を別に定めるものとする。

5 知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第5条 体験の機会の場合を提供する者は、当該体験の機会の場合の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場合であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。認定を取り消した場合は、遅滞なく、その旨を別記様式第13号により申請者に通知するものとする。

(1) 認定体験の機会の場合で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定民間団体等が、法第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 認定民間団体等が、法第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 認定民間団体等が、偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。

(現地確認)

第7条 認定を受けようとする者又は認定民間団体等は、事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ知事が当該体験の機会の場合に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

(協働取組の申出等)

第8条 県民、民間団体等は、県を相手方として法第21条の4第5項の協働取組を行おうとするときは、主務省令様式第11により申し出るものとする。

2 前項の申出には、別表4に掲げる書類を添付するものとする。

3 知事は、第1項の申出を受けた場合において、以下の基準に照らして適切であると認める時は、協働取組を行うよう努めるものとする。

- (1) 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に照らして適切なものであること。
- (2) 申出に関わる協働取組の内容が環境の保全上の効果を有すると認められるものであること。
- (3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- (4) 申出に関わる協働取組の内容が、知事の所掌事務若しくは教育委員会の所掌事務の範囲に照らして適切なものであること。
- (5) 「大分県環境基本計画」に照らして適切なものであること。

(協定の届出等)

第9条 県民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、主務省令様式第12により当該協定を知事に届け出ることができる。

2 前項の届出には、別表4に掲げる書類を添付するものとする。

(協定の変更等の届出)

第10条 法第21条の5第2項の規定により協定の内容その他の事項が公表された届出者は、規則第18条第1項各号に掲げる事項の変更があった日から起算して、原則として30日以内に、主務省令様式第13により、変更のあった事項に係る書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

2 法第21の5第2項の規定により協定の内容その他の事項が公表された届出者は、協定を廃止した日から起算して原則として30日以内に、主務省令様式第14により、その旨を知事に届け出なければならない。

(事務処理)

第11条 この要綱に関する事務は、大分県生活環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は令和4年1月17日から施行する。

附則 この要綱は令和6年10月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

体験の機会場の認定要件

法第20条第1項及び主務省令第8条に定める認定要件	具体的な内容
1 基本方針に照らして適切なものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の2（2）⑥「体験の機会場の認定」に示す内容に沿っていることのほか、基本方針の1（3）「取組の基本的な方向」に示す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであること。
2 大分県環境基本計画に照らして適切なものであること。	
3 当該体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下で定める基準に適合するものであること。	
(1) 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 学習の機会については、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供するものであること。
(2) 適切な計画が定められていること。	<ul style="list-style-type: none"> 計画には年間を通じた具体的な事計画が記載されていること。
(3) 当該事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業について、安全確保のための計画やマニュアル等が定められていること 当該事業のスタッフへの事前講習の実施などにより安全管理体制が整備されていること。 危険箇所がある場合はその箇所に表示がなされていること及び参加者に対して危険箇所の周知されていること。 事故発生時に備えて、事業者が責任を果たすことができる対策がなされていること。（施設賠償責任保険、レクリエーション保険への加入等）
(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱をものではないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の円滑な実施のために必要な事例等、理由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者へのについて不当な差別を行わないこと。
(5) 利益の配分その他の営利を主たる目的とするものではないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の参加費用等による事業収益を株主に配当する等、営利を主たる目的としないものであること。 ただし、当該事業の実施主体又は申請に関わる土地又は建物の所有権等を有するものが、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではないこと。
(6) 当該事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導のしたに適切に行われるものであること。	

<p>4 当該事業が行われる土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業が行われる土地又は建物について手利きの安全点検を実施し、危険がある場合、危機回避のための措置が講じられているほか、定期的な清掃や土地又は建物の附属設備に不具合が生じた場合の維持補修等が計画を定めて実施されていること。
---	---

別表2（第2条、第3条関係、主務省令第9条第2項に定める書類）

申請書添付書類

添付書類の種類	書類名
(1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■住民票の写し（申請日前3か月以内のもの）
(2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書について申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（認定の取り消し日から2年を経過しない者）	<ul style="list-style-type: none"> ■欠格事項に関する誓約書（別紙様式第1号）
(4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の実績を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■事業実績報告書（別紙様式第2号） ■収支決算書（様式任意）
(5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画書（別紙様式第3号） ■収支予算書（別紙様式第4号）
(6) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む）について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■「体験の機会の場合」における安全管理体制（別紙様式第5号）
(7) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■「体験の機会の場合」の事業に従事する者の経験及び他の業務の実施体制（別紙様式第6号）

(8) 認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 参加費用及び定員に関する事項（別紙様式第3号を含む）
(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地の土地公図（申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■ 当該地及び建物の登記事項証明書（申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■ 申請者が当該地の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し ■ 申請者が当該建物の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し
(10) 認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施者の同意書（別紙様式第7号） ※ただし、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ必要
(11) その他参考となるべき事項を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙様式第8号） ■ 申請者が、当該申請に係る体験の場としての土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、当該土地又は建物の所有者の同意書（別紙様式第9号）

別表3（第4条関係）

報告書添付書類

添付書類の種類	書類名
(1) 前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業の実施の状況を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度の事業計画書（別紙様式第3号） ■ 体験の機会の中認定事業状況報告書（別紙様式第10号） ■ 安全確保のための取組実績（任意様式） ■ スタッフに対する安全事前講習会の実施状況（任意様式）
(2) (1)の事業に係る収支決算	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度の収支決算書（様式任意）

別表4（第8条、第9条関係）

協定申出（届出）書添付書類

添付書類の種類	書類名
(1) 申出者又は届出者が個人である場合は、その住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民票の写し（申請日前3か月以内のもの）
(2) 申出者又は届出者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社、社団法人、NPO法人等の定款がある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■ 財団法人については、寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前3か月以内に法務局で発行されたもの） ■ 法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の策定日、改訂日等
(3)その他参考となるべき事項を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ■申出者又は届出者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙様式第8号） ■協働取組に参加する者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙様式第8号） ■協定に参加する者が暴力団等と関わりを持たないことを約定する誓約書（別紙様式第8号） ■その他知事が必要と認める書類